

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和2年度の保険料等について～

■ 6月に保険料額をお知らせします

令和2年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

※保険料の計算方法※

均 等 割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得-33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

- 1年間の保険料の上限額は64万円です。
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入した場合は、加入した月から月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
口座振替を希望される方は福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、
「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

- ◆ 介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える方

※ 保険料のお支払いが困難な場合は、福祉課国民健康保険係までご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
「希望カード」が必要な方は、福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。

◆ 効き目・安全性

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆ 価格

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

お 問 い 合 わ せ 先

福祉課 国民健康保険係
☎47-4682

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601